

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		指定障がい児相談支援事業者の指定
根拠法令及び条項		児童福祉法第24条の28
所管部課係名		総合福祉部障がい者福祉課給付係
審査基準	関係条項	児童福祉法施行規則第25条の26の6 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (法令等により具体的に規定されているため)
	参考事項	新座市指定特定相談支援事業者及び指定障がい児相談支援事業者の指定等に関する規則
	設定等年月日	令和7年1月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日
標準処理期間	設定等年月日	令和7年1月1日設定(令和 年 月 日最終変更)